

質疑応答結果

会場	質問	回答
県央	社会保険の未加入対策について、建設業以外の職種(クレーン・ダンプ)などは対象となるのか。	基本的に社会保険は、法律で加入が義務付けされたものであり、法令違反となります。そのような企業を下請けにすることは、元請として道義的に許されないのではないかと考えます。 詳細については、国の取り扱い等を見ながら検討します。
	工事費内訳書において、表紙に押印は必要ないのではないのか。	電子入札においては、元々必要がなかったのですが、紙入札においては規定がありませんでした。H28年度からは、紙入札においても必要がありません。
	事後評価・同時提出タイプにおいて、開札時にランダム係数と落札額を開示してもらえないか。	事後評価・同時提出タイプは、開札後に参加者の競争参加資格を確認する制度です。開札時全参加企業の競争参加資格があるのか確認できていないため、開示できません。ランダム係数については、関係班との協議になります。
県北	工事費内訳書において、3社JVの場合の内訳書表紙の表記はどうすればよいのでしょうか。	3社JVの場合でも、代表構成員の会社名を記載願います。
	「施工実績」等において、JV工事で代表構成員のみの実績に縛っているのはなぜか。	JV工事の場合、その他構成員の(主任)技術者等がその工事に対し、主体的に関与しているのかが、不明であるため実績として認めておりません。
	海上工事において、クレーン付代船は作業船になるのか。	作業船の定義は、公告文に記載している。詳細については、土木部港湾課へ問い合わせ願います。
	「労務賃金の支払い」について、なぜこのようなことをするのか。	「労務賃金の支払い誓約」は、長崎県の労務単価が他県よりも低い状況です。そのようなことから、県の設計単価以上の単価を支払うことで、少しずつ労務単価が上昇することで作業員の所得向上を目的としています。結果として、昨年度労務単価が上昇しています。今後も続ける予定です。
	「施工能力事前申請」において、「社会貢献活動A」の災害支援とアダプトは別々に評価するのか。	「社会貢献活動A」の災害支援の活動数とアダプトの活動数の合計を評価する。5ヶ年で10回以上かついずれかの年度において4回以上を規定しています。

質疑応答結果

会場	質問	回答
島原	仮決定者となり配置予定技術者を配置できない場合は、ペナルティーはあるのか。	配置予定技術者を配置できる旨連絡しておいて、実際配置できない場合は、ペナルティーがあります。
	若手優秀技術者は、総合評価の担い手育成型でも評価しないのか。	担い手育成型には、現在表彰の評価項目がない。今後検討させていただきたい。
長崎	消防団の所属証明ですが、証明カードではなぜダメなのか。	公告日において消防団であることを規定している。証明カードについては、今後検討します。
	工事費内訳書のチェックをもっと早くできないのか。公団などは5分でやっている。	工事費内訳書の確認を複数の職員でやっているのので時間がかかります。ご理解願います。
	社会保険の未加入対策において、若い技術者は、一人前になるまで費用が掛かっている。そのような状況で下請けへの要請は難しい。(建築業者)	法令違反を犯しているのので、元請として加入をするよう指導していただきたい。国や県は、今まで若い技術者が建設業に入ってこなかったのは、社会保険未加入などの状況を見過ごしてきたからなのではないかと考えています。ご理解願います。
	配置予定技術者の資格と資格Bの違いは何なのか。	「配置予定技術者の資格」は主に技術士や1級土木施工管理技士などの国家資格を規定しており、「資格B」は専門性が高い工事などにおいて、民間資格等を規定するものです。

質疑応答結果

会場	質問	回答
壱岐	社会貢献活動の実績Bにおいて、「道守等の所属」や「消防団員の所属」は、全県下の適用なのか。	社会貢献活動の実績Bにおける「道守等の所属」「消防団員の所属」は、全県下の適用です。
	技術資料の郵送について、受付期間は、3日間なのか。それより前に提出できないのか。	入札書受付期間と同じ日程で3日間です。受付期間前の提出はできません。
	海上工事の同種・類似の変更は、類似条件を持たない企業が増えるのではないのか。	影響は大きくないのではないかと考えています。
	技術資料の提出で、3日間の期間内であれば、入札書と技術資料の提出がずれても問題ないか。	問題ありません。
	工事費内訳書の記載で、交通誘導員 1式表示を○人表示すること(細かく表示すること)は問題ないか。	問題ありません。

質疑応答結果

会場	質問	回答
上五島	社会保険未加入対策について、請負金額500万円未満の建設業の許可が不要な業者も対象となるのか	社会保険加入の対象外となるのは、5人未満の個人営業主であり、それ以外は対象となります。適用されるのは建設業法ではありません。
五島	工事内訳書について、一円単位まで正確に出すとなれば、大変な労力を要する。	入札書に書かれた額と工事内訳書の工事価格の額が一致していれば良いと判断します。
	郵送で書類を送った場合に、郵便局のミスがあった場合はどうなるのか	遅れた原因によると考えられます。明らかに郵便局のミスであり、本人の責任でなければ考慮します。
	技術資料を、宅急便で送ることも可能か	持参以外では郵送(簡易書留、一般書留)で送付することとしております。
	技術資料を、提出期間より前に送れないのか	提出期間に提出願います。そのために配達日指定の話をしています。荒天等が原因で遅れる場合などは、必要に応じた対応を取ることであります。
	事前審査制度で、CPDSについては経審の主観点で報告しているため空欄としている。現在、各々の入札でCPDSについては証明書をつけているが、これは不要なのか。	経審の主観点で報告したもので十分なユニット数があるとの判断で、その数値で各入札に対応していると考えるが、この場合、証明書は不要です。
	海上工事の同種・類似条件の見直しについては、管内のしびりが無くなり、施工実績において、同種類別の評価が同じになってしまうのだが、この変更によって地域精通度及び地域貢献度の配点の変更があるのか	配点の変更はありません。